

福岡県歯科保険医協会 経税部

(事務局) Tel 092-473-5646

Fax 092-473-7182

Eメール: fukuoka-sk@doc-net.or.jp

■ 経税部講演会のご案内 ■

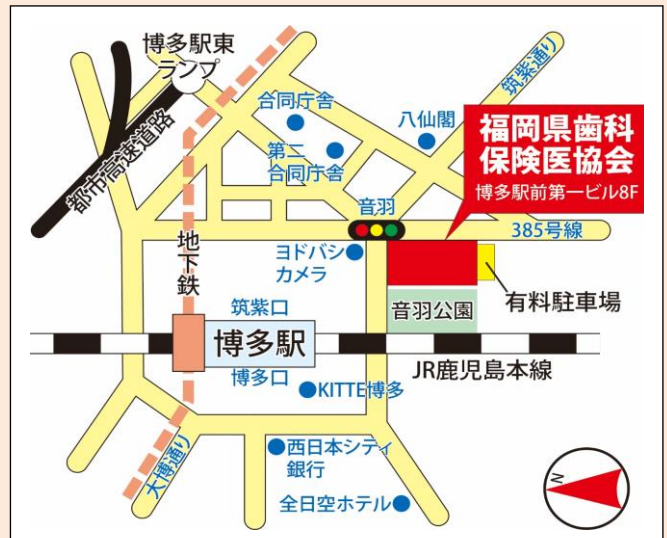
民法改正と、相続対策・相続税対策、 不動産賃貸対策について

■ 講師 野中和博税理士・行政書士事務所
所長 **野中 和博** 税理士

■ 日時 **10月5日(土)**
15:00~17:00

■ 会場 **保険医協会 会議室**
福岡市博多区博多駅南 1-2-3
博多駅前第一ビル8F

■ 参加費 **無料**



民法改正に伴い、相続対策・相続税対策を見直す必要が出てきました。週刊雑誌には、「相続は早い者勝ちになっていた。悪魔の相続術」というスキャンダラスな記事も出ています。今一度、今回の相続法改正と対応について検討してみたいと思います。

また、人生100年時代になり、65歳までには3,000万円の貯蓄が必要な時代になりました。その中で年金の代わりに不動産賃貸経営をされている方も多いと思いますが、今回の民法改正では、賃貸オーナーにとって厳しい条項が制定されました。今、何が出来るか？何を検討すべきか？確認していただきたいと思います。(野中和博)

■ Fax参加申込書 ■

FAX 092-473-7182

準備の都合で事前にお申込み下さい。

10月5日 経税部講演会

参加者氏名 _____ () 人

電話

連絡先

FAX